

社会福祉法人上伊那福祉協会定款

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保ちつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (ア) 養護老人ホーム南箕輪老人ホームの設置経営
- (イ) 特別養護老人ホーム千寿園の設置経営
- (ウ) 特別養護老人ホームサンハート美和の設置経営
- (エ) 特別養護老人ホームみのわ園の設置経営
- (オ) 障害者支援施設大萱の里の設置経営
- (カ) 特別養護老人ホーム越百園の設置経営
- (キ) 特別養護老人ホーム南箕輪老人ホームの設置経営
- (ク) 特別養護老人ホームかたくりの里の設置経営
- (ケ) 養護老人ホームみすず寮の設置経営
- (コ) 特別養護老人ホームみすず寮の設置経営
- (サ) 特別養護老人ホームみさやまの設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (ア) 老人短期入所事業（千寿園・サハート美和・みのわ園・越百園・特別養護老人ホーム南箕輪老人ホーム・かたくりの里・特別養護老人ホームみすず寮・みさやま）
- (イ) 障害福祉サービス事業（短期入所）
- (ウ) 訪問介護事業所（南箕輪老人ホーム・みすず寮）

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人上伊那福祉協会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を長野県伊那市荒井 3,500 番地 1 に置く。

第 2 章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名
- (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、会長となる。
- 3 会長のみが、この法人を代表する。
- 4 理事のうち1名は、会長の命により、常務理事となる。
- 5 常務理事は、会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。
- 6 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに2名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(理事会)

第6条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、会長をもってあてる。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(会長の職務の代理)

第7条 会長に事故あるときは、常務理事が、会長の職務を代理する。

- 2 会長及び常務理事ともに事故あるときは、会長があらかじめ指名する他の理事が、順次に会長の職務を代理する。
- 3 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理する。

(役員を選任等)

第8条 理事は、評議員会において選任する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(監事による監査)

第9条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び長野県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 会長及び常務理事の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員報酬等)

第11条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、会長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、会長が任免する。

第 3 章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、21名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、会長が招集する。
- 3 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(評議員会の権限)

第 14 条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) 寄附金品の募集に関する事項
 - (8) 施設長の任免その他の重要な人事
 - (9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
 - (10) 施設の運営に関する規則の制定及び変更
 - (11) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

第 15 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第 16 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、会長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第 17 条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

第 4 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 18 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 長野県上伊那郡南箕輪村字大芝原 2,380 番地 1,079 所在鉄筋コンクリート造
亜鉛メッキ鋼板葺渡り廊下付平屋建南箕輪老人ホーム管理棟及び入寮棟 1 棟
(2,706.35 m²)
- (2) 長野県伊那市長谷非持 570 番地 6,544 番地、566 番地、567 番地 1、568 番地
1,569 番地 1、569 番地 3,570 番地 5,573 番地、579 番地 3,544 番地先、569 番
地 1 先、569 番地 3 先所在の鉄筋コンクリート造一部地下1階地上2階建サン
ハート美和管理棟及び入寮棟 (2,197.56 m²)
- (3) 長野県上伊那郡箕輪町大字三日町字下裏 1,658 番地、1,657 番地 1、同番地 2、
1,659 番地 1、同番地 2、1,660 番地 3、1,661 番地 1、同番地 2、同番地 3、同
番地 4、1,662 番地 1 所在の鉄筋コンクリート鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

- みのわ園管理棟及び入寮棟 1 棟 (3,494.46 m²)
- (4) 長野県伊那市西箕輪 8,038 番地 4、同番地 2、8,040 番地 5 所在の鉄骨造 ルーフィング葺平屋建大萱の里管理棟及び入寮棟(2,851.40 m²)
 - (5) 長野県駒ヶ根市赤穂 8,180 番地 12 所在の鉄骨造瓦葺地下 1 階付 3 階建千寿園管理棟及び入寮棟 (7,488.69 m²)
 - (6) 長野県上伊那郡飯島町七久保 1,338 番地 1、長野県上伊那郡中川村片桐 6,817 番地 1 所在の鉄骨造瓦葺平屋建越百園管理棟及び入寮棟 1 棟(5,276.68 m²)及び鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建車庫 1 棟(191.70 m²)及び鉄筋コンクリート造セメント瓦葺平屋建機械室 1 棟 (12.30 m²)及び鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建集会所 1 棟(103.90 m²)
 - (7) 長野県上伊那郡南箕輪村 2,380 番地 1,079、同番地 1,210 所在の鉄骨造瓦葺渡り廊下地下 1 階付 2 階建南箕輪老人ホーム管理棟・入寮棟 (3,452.30 m²) 及び鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建車庫 2 棟 (70.36 m²)
 - (8) 長野県上伊那郡辰野町大字上島字町屋 1,766 番地、1,756 番地 1、1,756 番地 1 先、1,757 番地 1、1,763 番地 1、1,763 番地 1 先、1,764 番地、1,765 番地、1,774 番地 1、1,774 番地 1 先、1,775 番地、1,776 番地、1,777 番地、1,778 番地、同所字上島 1,758 番地 1 所在の鉄骨造瓦葺地下 1 階付平屋建かたくりの里管理棟・入寮棟 (4,533.64 m²) 及び鉄骨造アルミニウム板葺平屋建車庫・倉庫 (146.52 m²)
 - (9) 長野県伊那市長谷非持 484 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺 4 階建サンハート美和管理棟及び入寮棟及び鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建車庫棟 1 棟及び鉄筋コンクリート造陸屋根平家建ポンプ室 1 棟 (8,895.29 m²)
 - (10) 長野県伊那市荒井 3,500 番地 1 所在の鉄骨鉄筋コンクリート 1 階建上伊那福祉協会本部事務所 (3 階部分 570.35 m²の内の 40.0 m²)
 - (11) 長野県伊那市美篤 7,164 番地 1 所在の鉄骨造かわらぶき平屋建みすず寮入寮棟 1 棟 (115.48 m²) 長野県伊那市美篤 7,164 番地 1、7,163 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ板ぶき 2 階建みすず寮管理棟及び入寮棟 1 棟 (2,982.32 m²)
 - (12) 長野県伊那市美篤 7,164 番地 2、6,003 番地 4、6,004 番地 3、7,164 番地 4 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建みすず寮管理棟及び入寮棟 1 棟 (2,351.25 m²) 及び木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建物置 1 棟 (38.88 m²) 長野県伊那市美篤 7,164 番地 1、7,163 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ板ぶき 2 階建みすず寮管理棟 (626.70 m²)
 - (13) 長野県上伊那郡南箕輪村字大芝原 2,380 番地の 1,079 所在南箕輪老人ホーム敷地 (19,786.00 m²)
 - (14) 長野県上伊那郡箕輪町大字三日町字下裏 1,657 番地 1、1,660 番地 3、1,661 番地 4 所在みのわ園敷地 (9,054.35 m²) 1,679 番地 1 地所在雑種地 (829 m²)
 - (15) 長野県伊那市西箕輪 8,038 番地 4、8,039 番地 1、8,040 番地 4 所在大萱の里敷地(5,549.80 m²)
 - (16) 長野県上伊那郡飯島町七久保 1,338 番地 1、中川村片桐 6,817 番地 1 所在越百園敷地 (14,358.64 m²)
 - (17) 長野県駒ヶ根市赤穂 8,180 番地 115 所在山林 (1,687 m²)
 - (18) 長野県伊那市長谷非持 484 番地 1 所在サンハート美和敷地 (9,195.26 m²)
 - (19) 長野県伊那市荒井 3,500 番地 1 所在上伊那福祉協会本部事務所敷地 (3,953.12 m²の内の 1 億分の 501 万 8100)
 - (20) 長野県伊那市西箕輪 3,900 番地 251 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき 3 階建みさやま管理棟及び入寮棟 (5,957.70 m²)
 - (21) 現金 50 万円也

- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、長野県知事の承認を得なければならない。ただし、福祉・医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、長野県知事の承認は必要としない。

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(臨機の措置)

第25条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 5 章 公益を目的とする事業

(種別)

第26条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第27条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第28条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第30条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、長野県知事の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第31条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、長野県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長野県知事に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第32条 この法人の公告は、社会福祉法人上伊那福祉協会のホームページに掲示するとともに、新聞等に掲載して行う。

(施行細則)

第33条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

記

理事の氏名及び住所

長野県上伊那郡高遠町大字東高遠 2056 番地の 4	原 義次
長野県上伊那郡西春近村 920 番地	平沢仙二
長野県上伊那郡小野村 1194 番地	近藤義雄
長野県上伊那郡宮田村 3290 番地	浦野虎男
長野県上伊那郡南箕輪村 4953 番地	清水国人

監事の氏名及び住所

長野県上伊那郡辰野町大字樋口 1878 番地	松田 穰
長野県上伊那郡中川村大字片桐 7187 番地	下平藤一

附 則

平成 18 年 12 月 12 日現在役員の者の任期は、第 10 条 1 項の規定にかかわらず平成 19 年 3 月 31 日までとする。